

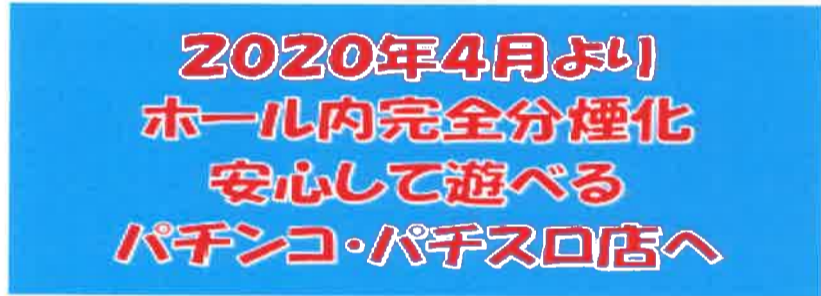
- 受動喫煙ポスター案選定
- 県新年会・通常総会
- 全国理事会
- インボイス制度

発行所 山形県遊技業協同組合 〒990-0057 山形市宮町5-10-19 電話023-615-6922 FAX023-615-6923
Eメール yamagata@zennichiyuren.or.jp HP http://www.yamagatayukyo.jp/

県 理 事 会 12月3日(火)

- 理事長挨拶
熊本・大分県遊協との各県別研修会結果
今後の景気不安定を予測した経営体質の強化
- 2020年東北6県合同パチンコ・パチスロファン感謝デー in やまがた開催及び選定業者
2020年5月8日(金)、9日(土)、10日(日)開催
そごう・西武が担当に決定
- 協議事項(いずれも可決)
- 1 組合員ホール等からの受動喫煙防止対策提案ポスターの選定
マルハン米沢店、ダイナム、事務局職員の皆様ご応募ありがとうございました。
選定及び制作等
選定方法は、理事会に出席した理事の投票数の多いものを選定した。
投票の結果、事務局星川係長の作品が選定された。
星川係長おめでとうございます。
選定されたポスターの制作は、高島屋に作製依頼し、2月1日には各支部事務長が全組合員ホールに配付予定。
ホールへの配付枚数は、1ホールに3枚以上

選定されたポスターはこちら



2020年4月より「喫煙者」が改正され二種施設(飲食店・ホテル・遊技場)等は原則屋内禁煙が義務化された。県内のパチンコ・パチスロホールでは店内完全分煙化または店内禁煙となっております。
詳しくは各ホールへご確認ください。

山形県遊技業協同組合

当該ポスターは、高島屋に製作を依頼するとともに、色校正も含めて校正をお願いしております。

遊技客の改正健康増進法の認知度

P-WORLDでは、全国の総遊技客の約6割が改正健康増進法を知らないとの回答のほか、60代以上では63%の方が知らない。さらに、喫煙者ほど知らないとの回答である。

ポスター掲示の効果

改正健康増進法の規定により第二種施設(ホール)の分煙化が令和2年4月1日施行となることから、施行2か月前に山形県遊協オリジナルポスターを全国に先駆けて取り組むことにより、早期の段階で遊技客をはじめ、一般人、ひいては世論に周知することができる。

よって、ホールのリスクを最小限に留めることができる。特に事前にポスターの掲示やアナウンス等を行うことにより客同士のトラブルなどを未然に防ぐことができる。

2 税務セミナー・県遊協新年会・次回理事会の開催

日時 令和2年2月4日(火)
場所 パレスグランデール
理事会 午後3時00分～午後4時00分
税務セミナー 午後4時10分～午後5時10分
新年会 午後5時30分～午後7時30分
全国理事会 1月17日(金) 第一ホテル東京
賀詞交歓会 1月28日(火) 第一ホテル東京

3 令和2年度通常総会・祝賀会の開催

日時 令和2年6月16日(火)
場所 ホテルキャッスル
理事会 午後1時00分～午後2時00分
通常総会 午後2時10分～午後4時10分
表彰式・役員改選等
警察行政講話 午後4時15分～午後5時15分
祝賀会 午後5時30分～午後7時30分

4 令和2年各支部暴力追放等研修会並びに新年会

是非新年会にも参加していただき組合員ホールの一致団結を図ってください。

山形支部	1月20日(月)	パレスグランデール
置賜支部	1月23日(木)	ホテルモントビュー米沢
最北支部	2月6日(木)	天童ホテル
庄内支部	2月13日(木)	なの花ホール

研修会：午後3時30分～ 新年会：午後5時30分～
講話内容
・暴力団情勢と暴力団等に対する不当要求対応要領
・管内の治安情勢

○ 令和2年度薬物乱用防止並びにギャンブル等依存症対策の広報啓発活動及び今年度の実施報告

来年度も薬物乱用防止広報啓発活動に併せ、ギャンブル等依存症対策基本法に基づく「18歳未満の方はパチンコ・パチスロ店への入店禁止」の広報啓発活動を実施する。

今年度の実施報告では

山形支部：ギャラリア エルパソ ゼスト
マルハン宮町店 ニラク吉原店

最北支部：ディスパス天童店 マルハン東根店

庄内支部：マルハン酒田店 パーラー七ツ星酒田
BIG-22

置賜支部：エナジー アイランド米沢店
マルハン米沢店

が積極的に社会貢献活動に参加していただいた。
この場をお借りして参加組合員ホールの皆様に感謝します。

○ 全国理事会報告《2019.11.13》

1 2020年度第30回全国パチンコ・パチスロファン感謝デーにおける幹事商社は、そごう・西武に決定

2 高射幸性回胴式遊技機の設置比率に関する自主規制期限の再設定
既報のとおり。

3 2020年度全日遊連の賦課金・健全化推進機構特別会費及び全日防連の会費・特別会費の算定基準
例年12月31日を基準としてきたが、本年末までに、多くの旧規則遊技機や高射幸性回胴式遊技機の撤去があるため、設置台数が大幅に変更になる可能性も考えられることから、2020年1月31日現在の設置台数とする。

4 経営委員会からの報告

本年10月1日から消費税が増税されるとともに軽減税率制度の導入が開始されたが、これに併せ、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式、いわゆる「インボイス方式」が、今後、4年間の経過措置を経て、2023年10月1日から導入されることとなっている。

そのため、2023年10月1日以降に仕入税額控除を行うためには、原則、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が公布する「インボイス（適格請求書）」及び相手方の氏名や取引年月日等を記載した帳簿の保存が必要となる。

なお、インボイスが発行できる課税事業者とは、課税売上高が1,000万円を超え、または課税売上高が1,000万円を超えてはいないものの課税事業者を選択する旨を税務署長へ届出をして、消費税を納付している事業者である。

なお、留意しなくてはならないのは、1,000万円以下の事業者は免税事業者と呼ばれ、課税事業者を選択しなければ消費税の納付を免除されることになるが、インボイス発行事業者にはなりえなくなる。

このように、インボイス方式の下では、インボイスの発行ができない免税事業者や消費者などから行った仕入れに対する消費税額の控除はできなくなり、消費税を余分に支払うことになるので、事業者は、商品の仕入れの際には、相手先がインボイスの発行要件を満たしている課税事業者か否かを留意する必要がある。

さて、本件内容について先般開催された経営委員会においてホール営業への影響を中心に意見交換を行ったところ、ホール営業者が賞品を問屋から仕入れる際、問屋がインボイスの発行要件を満たす課税事業者かどうかについて把握しておく必要があるほか、問屋とその仕入れ先との関係性についても留意しておく必要があるとの意見が出された。

インボイス方式の導入まで4年弱の猶予はあるが、事前準備に相応の時間を要することが想定される。

ホール営業者は、これを機に、自社の事業活動全般において取り扱っている各種品目について改めて把握するとともに、必要に応じて自社の顧問税理士や地元の税務署等へ問い合わせをしていただくなど、インボイス方式が導入された以降も正しい税務申告が行えるよう対応をしていただきたい。

本件内容について確認のうえ、傘下組合員ホールに周知いただくとともに、自組合内において不適切な賞品交換（自家買い）の実態が疑われるような状況にある場合には直ちに是正するよう、組合員ホールに指導していただきたい。

5 熊本・大分県遊協との各県別研修会の実施結果

11月9日（土）～12日（火）までの間、熊本県遊協及び大分県遊協との各県別合同研修会を熊本・大分県でそれぞれ実施し、井上理事長以下役員6名が参加した。

高射幸性回胴式遊技機15%削減の問題、遊技機のリース化、及び事務手数料（加入手数料）等について議論が交わされ、双方の県遊協において、メリット・デメリットがあり、更なる情報交換と議論の継続の必要性を認めた。

また、当県遊協に青年部の組織をつくる問題について本県の出席役員のみで意見が交わされ、現況では組織作りは困難と判断した。

さらに、大分県遊協からは、山形県遊協の体制（県遊協の組合組織体制及び4支部体制）について、全国のモデルケースと賞賛された。

今回の各県別合同研修会は、それぞれの県が本音で話し合うなど、今後の組合運営に有意義なものであった。

6 健全営業大会開催結果

本年度の健全営業大会は、11月7日（木）山形市ホテルキャッスルにおいて開催し、SEQUENCE編集長POKKA吉田こと岡崎徹氏から「遊技業界の喫緊の課題 半年後 その後」、山形県警察本部生活安全部参事官兼生活安全企画課長佐藤景三氏から「安全安心まちづくり」についてそれぞれ講演をいただいた。

POKKA吉田氏からは、業界がますます厳しい状況になる中、各自、自主規制を守ることによって今後の遊技機のレギュレーションにつながることや、遊技機の仕様拡大と適合率の向上が見込まれ、ここで耐え抜くことによって光が見えるとの講話内容で、参加したホールの方々から異口同音に有意義な講話と好評であった。

また、佐藤景三氏から「やまがた110ネットワーク登録のお願いと特殊詐欺防止対策として、アポ電に対応するため常時留守番電話に設定。性犯罪・窃盗事件の予防には必ず施錠。交通関係では夜光反射材着用による死亡事故ゼロ」の講話を受け、出席者は身近な問題と受け止め、家族、同僚にも声かけしたいとの反響であった。

○アドバイザー講習会「専務の5分間スピーチ」

この業界、つまりパチンコ・パチスロは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（いわゆる風営法あるいは風適法）により守られていることを認識するとともに、競馬、競輪、競艇等のオンラインでの収益を上げる賭博と一線を画すことも認識してほしい。

この仕事に誇りと使命感を持っていただきたい。

何故、誇りと使命感を持つことが大事なのかについて、パチンコ・パチスロは唯一人を相手にする、つまりお客様を相手にする仕事である。

対人サービスが原点であることから、お客様を大事にしなければならない。

お客様を大事にするということは、依存問題を熟知し、そのケアに努めなければならないということである。

具体的には、どう対応するのか。

1つは、見守ること。お客様の遊技を静観すること。

2つは、変化を見逃さないこと。金遣いが荒くなりそれが継続されたときに勇気を出して声かけする。

しかし、声かけはなかなか難しいものである。

初めての場合は、周りのスタッフと事前に相談し、単独で声かけするか複数でするかを決めてから行動する。

また、声かけのみを考えるのではなく、お客様によっては目や手等の表情や仕草で表現し、相手に優しく知らせしめるのも一方法である。

3つめは、相談を受けた場合、一人では対応しない。複数で対応すると、いろいろとアイデアも出るし、いいアドバイスやリカバリーサポート・ネットワークへの電話相談の誘導等もスムーズにできる。

要は結論を急がないこと。スタッフ同士、のめり込んでいる人の顔を覚え情報を共有する。そのためには、お客様が遊技機に向かっているときの様子や遊技しているときのスタッフへの言動、駐車場巡回時にどのような乗り物で来店したのかなどを把握する。その結果、お客様の性格や職業等、ひとりなりを把握して、それに見合った対応ができる。

また、対応するときは家族の一員と思って対応していただきたい。家族と思えば自ずと優しく接することができる。

そして、リカバリーサポート・ネットワークへの電話相談に誘導する。

自己申告プログラム・家族申告プログラムでは、特に家族申告プログラムは家族間と言えどもプライバシーの問題が大きいし、個人情報保護法にも神経をつかわなければならない。

よって、必ず単独での対応はせず、複数で対応することを基本とする。

今回、皆さんは安心パチンコ・パチスロードバイザーを受講し、その後修了証を交付されるが、これまで話してきたように、この安心パチンコ・パチスロードバイザーの職責は、お客様が安心して楽しく遊技できるよう見守り、お客様に合った対応をする崇高な仕事であるということを知ってほしい。

常にこの仕事に誇りと使命感を持ち、自分のため、ホールのため、会社のために頑張ってください。

専 務 理 事 の 部 屋

○帰属意識

職場に対する帰属意識を持つ。

顕在的（表面的）な面はできるが、潜在的な面となるとなかなかできない。帰属意識を持つには、仕事楽しくなるまでに仕事することから始まる。これと併行して人間関係の構築も重要である。どうしても潜在的な面が劣る人は、その場しのぎの仕事をしている人が多いようにも感じる。また、責任のある仕事に従事していないことも窺える。

自分は精一杯やっているが、他の人が認めてくれないとの思い込みで日々業務をこなしている。仕事は確かに認めてもらって「なんぼのもの」と思うだろうが、仕事を完璧にこなすより、一歩ずつ進化していく前向きな姿勢の方が周りに与える影響は心地よい。

「仕事のプロ」になるには、そういった積み重ね（プロセス）が重要である。

○健康管理

良き仕事をするには、心身共健康に配慮するとともに、家族円満のほか、ストレスの多い職場の人間関係にも潜在的なちょっとした気配りの配慮が互いの健康管理に重要になる。